エコアクション21

環境活動レポート

（活動期間令和 6 年 1 月 1 日～ 令和 6 年 12 月 31 日）

発行日：令和　7 年　 3 月 25 日

北関東通商株式会社

【 目 次 】

表 紙・・1

目 次・・2

１．事業概要・・3

１）事業者名及び代表者名・・・3
２）所在地・・3
３）責任者及び連絡先・・3
4)事業活動の内容・・3
5)適用事業範囲・・・3
6)事業計画の概要・・3
7)対象範囲・・3～4
エコアクション組織表・・・5
8)事業規模・・6-8
9)保有台数・・・9-11
10)産業廃棄物収集運搬業許可一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12-15
11)一般廃棄物許可一覧・・16
12)その他の許可一覧 ・・・17
２．環境方針・・18
３．環境目標とその実績・・19-26
４．主要な環境活動計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
５．環境活動の取組結果の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
６．次年度の取組内容、中長期計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
7．環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
８．環境関連法規への違反、訴訟等の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
９．代表者による全体評価と見直しの結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

１. 事業概要

1）事業者名及び代表者名

北関東通商株式会社　本社

代表取締役社長　　小野寺　弘晃

2）所在地・設立・資本金

・所在地

事業本部〒311－1136　　茨城県　水戸市東前三丁目 234 番地

・設立

昭和５５年８月１日

・資本金

9,000 万円

・売上高

441270 万円

3）責任者及び連絡先

・環境管理責任者及び事務局：取締役社長小野寺弘晃

・連絡先

本社 TEL　：029-269-2033

FAX　：029-269-3057

E-mail：kitakan11@kitakanto-tsusho.jp

4）事業活動の内容

古紙卸売業

古紙再生業

金属くず商

古物商

産業廃棄物収集運搬業

一般廃棄物収集運搬業

廃棄物再生事業者

貨物自動車運送業

再生資源リサイクル業

5）適用事業範囲

・古紙卸売業の内容(北関東通商株式会社)：古紙回収・買受及び販売。

・収集運搬業の事業の範囲（積替え保管を除く。）（北関東通商株式会社）：
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、
紙くず、木くず、（建設木くずに限る。）、動物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）以上 10 種類。

・再生に係る事業の内容（北関東通商株式会社）：古紙、金属くず、空き瓶、古繊維。

・貨物自動車運送事業の内容

廃棄物の収集運搬(北関東通商株式会社)

北関東通商株式会社の古紙等の運送

（北関東通商運輸株式会社）

6）事業計画の概要

この美しい自然環境を守り次世代に引継いでいく、資源循環型社会形成の先駆けとして、古紙リサイクル業を中心に、環境負荷の低減に全社員の一人一人が努力して行きます。

また、一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬を通じて適正な処理を確保し、地域の皆様の保全と公衆衛生の向上、資源の有効活用を図り循環型社会の形成に寄与することを目指します。

7）対象範囲

①環境活動レポートの対象範囲：R6.1.1～R6.12.31

北関東通商株式会社

・代表者名　代表取締役　　小野寺　弘晃

・所在地　〒311-1136　茨城県水戸市東前 3-234

・従業員数　62 人

本社及び本社工場、営業所、谷田スクラップ工場の所在地は下表のとおりです。

番号	営業所名称	所在地
0	※ 事業本部	茨城県水戸市東前3 - 234
1	本社工場	茨城県水戸市大串町566-3
2	勝田営業所	茨城県ひたちなか市高野2321-1
3	水戸インター営業所	茨城県水戸市加倉井町1202-５
4	土浦営業所	茨城県土浦市宍塚1486
5	鹿嶋営業所	茨城県鹿嶋市長栖1879－98
6	仙台営業所	宮城県仙台市若林区荒浜字石場前134-1
7	福石営業所	福島県石川郡石川町大字中野92
8	谷田スクラップ工場	茨城県水戸市谷田町911-1

エコアクション２１　運営組織表

会長　小野寺和喜代

↓

社長　小野寺　弘晃

↓

社長　小野寺　弘晃

（管理責任者）→本社及び本社工場･7 事業所

総括事務　小野寺　弘晃

（実績データーの集計）

機械の管理

工場長　丸山　登志夫

データー集計管理

飛田　麻衣

運行管理者

小室　洋之

（ドライバーの指導）

（鉄くずプレス現場担当）（新聞･雑誌･段ボール担当）

丸山　登志夫

整備士

小池　好雄　（軽油担当）

【事業本部・営業所とエコ管理者】

- 事業本部及び本社工場　小野寺弘晃（兼）
- 勝田　所長　平戸　賢一
- 水戸インター所長　大嶺　光
- 土浦営業所　所長　海老澤榮司
- 鹿嶋　所長　清水　幸男
- 仙台　所長　小野寺　英之
- 福石　所長　遠藤　秀三
- 谷田スクラップ工場小野寺依子

10）産業廃棄物収集運搬業許可一覧

産業廃棄物収集運搬業許可一覧

北関東通商株式会社

	県名・市名	許可番号	許可日			有効期限		
1	茨城県	00801000993	H1	10	25	令和 9	7	2
2	東京都	第 13-00-000993 号	H4	4	27	令和 9	4	26
3	埼玉県	01101000993	H4	5	11	令和 9	7	2
4	栃木県	0900000993	H10	5	22	令和 10	7	11
5	千葉県	第 1200000993 号	H26	2	10	令和 11	2	9
6	山形県	第 0609000993 号	H13	1	30	令和 13	1	29
7	宮城県	0400000993	H16	3	30	令和 11	3	29
8	長野県	2009000993	H16	5	25	令和 11	5	24
9	福島県	第 0707000993 号	H16	5	27	令和 11	5	26
10	新潟県	0150900093	H20	7	8	令和 10	7	7
11	静岡県	第 02201000993 号	R1	12	3	令和 11	12	2
12	神奈川県	01400000993	R3	7	6	令和 8	7	5

1.茨城県許可

1．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：燃え殻，汚泥，廃油，廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き，石綿含有産業廃棄物を含む。），紙くず，木くず（建設木くずに限る。），繊維くず，動植物性残さ，金属くず（自動車等破砕物を除く。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除き，石綿含有産業廃棄物を含む。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）　以上１１種類

2.東京都許可

1　事業の範囲

（1）　業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く）

（2）　産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず
（石綿含有産業廃棄物を含む）

（以上２種類）

3.埼玉県

1　事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え　保管を除く）

①汚泥、②廃油、③廃プラスチック類、④紙くず、⑤木くず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上８種類）

※③については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

4.栃木県

1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬（積替えを除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨）

① 積替えを除くもの。

・汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
・廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
・廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
・紙くず
・木くず
・動植物性残さ
・金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
・がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

5.千葉県

1．事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），イ 紙くず，ウ 木くず，エ 繊維くず，オ 動植物性残さ，カ 金属くず（自動車等破砕物を除く），キ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），ク がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

6.山形県

1 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○		金属くず	○	
汚泥	×		ガラスくず等	○	
廃油	×		鉱さい	×	
廃酸	×		がれき類	×	
廃アルカリ	×		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	○		動物の死体	×	
紙くず	○		ばいじん	×	
木くず	○		政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	
繊維くず	×		自動車等破砕物	×	
動植物性残さ	○		石綿含有産業廃棄物	×	
動物系固形不要物	×				
ゴムくず	×				
これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。					

〔備考〕 ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

7.宮城県

1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）

廃油，廃プラスチック類，紙くず，木くず，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類 以上８種類

（これらのうち，石綿含有産業廃棄物を除く。廃プラスチック類，金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは，自動車等破砕物を除く。以下余白）

8.長野県

1 事業の範囲

収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物

- 廃プラスチック類
- 紙くず
- 金属くず
- ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- がれき類

（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。）

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

9.福島県

1　事業の範囲
(1) 事業の区分　　収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
(2) 産業廃棄物の種類
①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑦がれき類
（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上７種類

10.新潟県

1　事業の範囲
・収集・運搬（積替え・保管を除く。）
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

11 静岡県

1．事業の範囲

事業の区分	収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を除く。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、木くず

以上　５品目

12 神奈川県

1．事業の範囲
（1）事業の区分
収集運搬（積替・保管を除く。）

（2）産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
汚泥、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）
※1：石綿含有産業廃棄物を含む。
※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※3：水銀含有ばいじん等を含む。
（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

11）一般廃棄物収集運搬許可一覧

一般廃棄物許可一覧　　　　北関東通商株式会社

市名	有効期限 許可日	市名	有効期限 許可日
ひたちなか市役所	令和 9.11.9 令和 7.11.13	つくば市役所	令和 9.3.31 令和 7.2.26
笠間市役所	令和 9.3.31 令和 7.3.28	かすみがうら市役所	令和 9.3.31 令和 7.3.31
（城里町）常北地域広域	令和 8.3.31 令和 6.4.1	常陸大宮市役所	令和 9.6.10 令和 7.6.6
霞台厚生施設組合	令和 8.3.31 令和 6.4.1	常陸大宮地方環境組合	令和 9.6.10 令和 7.6.6
大洗、鉾田、水戸環境組合	令和 8.3.31 令和 6.3.14	神栖市	令和 8.3.31 令和 6.4.1
水戸市役所	令和 8.3.31 令和 6.3.29	日立市役所	令和 9.7.3 令和 7.7.18
鉾田市役所	令和 8.3.31 令和 6.4.1	笠間・環境センター	令和 9.3.31 令和 7.3.28
鹿嶋市役所	令和 8.3.31 令和 6.3.27	牛久市役所	令和 9.1.31 令和 6.12.20
小美玉市役所	令和 8.3.31 令和 6.2.22	石川町役場	令和 9.12.22 令和 7.12.19
取手市役所	令和 8.3.31 令和 6.2.29	平田町役場	令和 9.10.31 令和 7.10.7
阿見市役所	令和 8.3.31 令和 6.3.14	玉川町役場	令和 9.9.19 令和 7.8.1
水戸市（内原）	令和 8.3.31 令和 6.3.29	浅川町役場	令和 9.10.31 令和 7.10.20
茨城町役場	令和 8.8.23 令和 6.8.24	古殿町役場	令和 9.11.10 令和 7.10.17
東海村役場	令和 8.10.18 令和 6.10.18	常陸太田市	令和 9.11.30 令和 7.10.15
守谷市役所	令和 8.12.1 令和 6.11.29	那珂市役所	令和 9.6.10 令和 7.6.10
いわき市役所	令和 8.12.20 令和 6.12.20	桜川市役所	令和 9.3.31 令和 7.3.4
龍ヶ崎市役所	令和 9.2.28 令和 7.2.25		
石岡市役所	令和 9.3.31 令和 5.4.1		
土浦市役所	令和 9.3.31 令和 7.3.12		

12)その他の許可一覧

・廃棄物再生事業者登録

北関東通商株式会社

登録年月日　　平成5年6月7日

登録番号　　1001(茨城県)

再生に係る事業の内容　　古紙、金属くず、空き瓶、古繊維

・貨物自動車運送許可

北関東通商株式会社

許可年月日　　平成14年6月19日

許可番号　　関自取第146号

利用運送機関の種類　　貨物自動車運送

利用運送区域　　関東運輸局管内発着貨物

業務の範囲　　一般事業

・建設業の許可

北関東通商株式会社

許可年月日　　平成 25 年 8 月 7 日

許可番号　　茨城県知事(般－25)第 27915 号

とび土工工事

過去 2 年間　工事実績なし

２． 環境方針

環境方針

基本理念

この美しい自然環境を守り次世代に引継いでいく、資源循環型社会形成の先駆けとして、古紙リサイクル業を中心に、環境負荷の低減に全社員の一人一人が努力して行きます。

環境行動

１． エコアクション２１環境経営システムを構築し、有効に機能するよう適切に実施し、維持して行きます。

２． 省エネルギー活動を推進し、二酸化炭素排出量を削減して行きます。

３． 省資源活動を推進し、廃棄物排出量を削減して行きます。

４． 紙資源のリサイクルに努め循環型社会に貢献します。

５． 尊い水資源を有効に活用し、節水に努めます。

６． 2009年版追加必須3項目：「グリーン購入」「当社製品サービスに関する項目」「化学物質削減」に関して可能な範囲で目標達成に努力する。

７． 環境関連法規制等を遵守します。

８． 地域と共に、清掃活動を実施し、地球環境の美化に努めて行きます。

９． 環境方針は、全社員に周知させ、社内外に公表します。

制定：平成 21 年 5 月 21 日
改訂：平成 27 年 9月 27 日

小野寺グループ
北関東通商株式会社
代表取締役社長：小野寺 弘晃

３． 環境目標とその実績

３－１　全社

	環境目標活動テーマ	活動内容 削減手段	基準年実績 H24 年度	令和５年度目標値 2%改善	令和５年度実績値	令和６年度目標値 3%改善	令和６年度実績値	令和７年度目標値 4%改善
1	電力 (kWh)	機械のアイドリングをなくす。 プレスはまとめて投入する	1,341,292	1314,466	620,074	130,1053	917,383	12,608
2	軽油 （L）	省エネ運転。 急ブレーキ、急発進をなくす。	1,696,026	1,662,105	465,439	1,645,145	737,426	1,628,185
3	ガソリン （L）	省エネ運転。 急ブレーキ、急発進をなくす。	28,793	282,17	10,592	27,929	6,896	27,641
4	灯油 （L）	省エネ運転。 こまめに使用状況を注視する。	25,581	25070	5937	24814	3388	24,458
5	CO2 排出量 （kg-CO2）	１～４活動による CO2 排出量	5,551,850	5,440813	1,102033	5385295	2350400	5,327,776
6	廃棄物の削減 （kg）	事務所からのゴミの分別回収	20,274	19,869	2,797	19,666	397	1 9,463
7	総排水量削減 （m3）	洗車用水などの節水	19,051	18,669	10,215	18,479	4090	18,289

４．主要な環境活動計画の内容

当社の事業活動における環境への負荷を低減するために、以下の通りの活動を実施している。その達成状況や活動の実施状況を毎月環境管理責任者がフォローしております。

1） CO_2の削減

当社の CO_2排出量の削減は、電力、軽油、ガソリン、灯油の使用量の削減を目標としました。

1.電力使用量の削減

・機械のアイドリングをなくす。

2.軽油使用量の削減

・省エネ運転。

・急ブレーキ、急発進をなくす。

3.ガソリン使用量の削減

・省エネ運転。

・急ブレーキ、急発進をなくす。

4.灯油使用量の削減

・こまめに使用状況を管理する。

2） 廃棄物の削減

1.結束用ひものリサイクル化の推進。

・使用済みひもを整理して、リサイクル化する。

2.事務所のごみの削減。

・事務所から出るごみを分別回収して、リサイクル化により、廃棄分を削減する。

3） 総排水量の削減

・洗車用水などの節水の励行。

4） 当社は古紙のリサイクルを事業とし、環境への負荷を軽減するために社会に貢献しています。
また、発泡スチロールを減容化し、リサイクル化を推進しています。

5. 環境活動の取組結果の評価

１．取組の対象組織・活動の明確化

本社工場で取得したエコアクション２１を全営業所・全組織で取得した。

現在は、営業所縮小の最中にある。

２．環境方針

従来の環境方針を継続している。

３．環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価

別表１及び別表２により、ガイドラインに沿って実施されている。

４．環境関連法規等の取りまとめ

当社に関連する法規制等について、ガイドラインに沿って実施されている。

「環境関連法規制等の一覧の遵守状況のチェック結果」により、法規制等が遵守されていることを確認した。

５．環境目標及び環境活動計画の策定

「環境目標３ヶ年計画」により、ガイドラインに沿って３ヶ年計画が策定され、実行中である。

「環境活動計画実績進捗管理表」により、環境目標を月次展開し、毎月実績把握し、進捗管理されており、現時点では順調に推移していると評価する。

１）電力：目標達成。

２）軽油：目標達成。

３）ガソリン：目標達成。

４）灯油：　目標達成。

５）廃棄物：目標達成。

・ひもくずのリサイクル化：取り組みなし

・事務所のゴミの削減：目標達成。

６）節水：目標達成。

７）グリーン購入(トイレットペーパー)：取り組みなし今後計画しない。

８）当社製品サービスに関する項目：今後計画しない。

９）化学物質の削減：目標達成　今後計画に追加し活動していく。

６．実施体制

「エコ会議」は開催の実績がなく廃止が必要では。今年度分から、事務局を設置し、文書作成、管理の役割を明確になっている。

７．教育・訓練の実施

OJT により教育を行っているが、ガイドラインに沿って行われているかわからない。今後、検討が必要である。

８．環境コミュニケーションの実施

「環境活動レポート」作成。

「環境情報受付報告書」にて、外部情報を受付対処。

内部コミュニケーションは、朝礼・定例会議等にて、情報の共有化が図られている。

９．実施及び運用

ガイドラインに沿って運用中。

１０．環境上の緊急事態への準備及び対応

「緊急事態対応手順訓練記録書」にて、火事を想定した対応手順並びに実地訓練がされている。

１１．環境関連文書及び記録の作成・管理

ガイドラインにしたがって実施した記録が保管してあり、それによって「環境活動レポート」が発行されている。

１２．取組状況の確認並びに問題の是正及び予防

是正処置に該当する状況は無かった。

6. 次年度の取組内容（**本社及び本社工場・営業所分含む。**）

・環境関連法規等の取りまとめ

当社に関連する法規制等について、次年度も法規制を遵守させる。

・環境目標及び環境活動計画の策定

「環境目標３ヶ年計画」「環境活動計画実績進捗管理表」により、環境目標を月次展開し、毎月実績把握し、進捗管理させる。

。

7. 環境関連法規への遵守状況の確認及び評価の結果

環境関連法規制等一覧の遵守状況のチェック結果

作成 R7.1.5.小野寺弘晃
改訂 R7.1.5 小野寺弘晃　本社

	法規制等	法基準値	当社の対応	担当者	遵守状況	合格	確認日
廃棄物処理法	・産業廃棄物処分業許可 ・一般収集運搬業許可 ・再生事業登録証明書	・産業廃棄物収集運搬業許可証 ・一般廃棄物収集運搬業許可証	産業廃棄物収集運搬業許可一覧により有効期限管理。有効危険の1ヶ月前に更新申請をする。	専務	産業廃棄物収集運搬業許可一覧により有効期限確認	○	2024/11/20
	・排出事業者との委託契約の締結	・委託契約書	委託契約書ファイルにより管理	専務	委託契約書ファイルにより確認	○	2024/11/13
	・管理表（マニフェスト）の交付・保管	・マニフェスト管理	マニフェストファイルにより管理事業報告書の県への報告	専務	マニフェストファイルにより確認	○	2024/11/13
	・運搬受託者の管理票交付者への送付期限	・運搬を終了した日から10日	マニフェストファイルにより管理	専務	マニフェストファイルにより確認	○	2024/1/20
	・処分受託者の管理票送付者への送付期限	・処分を終了した日から10日	マニフェストファイルにより管理	専務	マニフェストファイルにより確認	○	2024/11/13
	・運搬受託者の管理票等の保存期間	・5年	マニフェストファイルにより管理	専務	マニフェストファイルにより確認	○	2024/11/13
	産業廃棄物収集運搬車基準	車体の外側へ収集運搬車両の表示 運搬車に環境省令の書面を備え付け	目視による確認	専務	目視による確認	○	2024/11/13
浄化槽法	設置（変更）等の届出 設置後等の水質検査 保守点検 清掃 定期検査（水質）	浄化槽設置（変更）等の届出書 毎年１回 毎年３回 毎年１回	浄化槽設置届出書の確認（6月年１回） 法定検査済証の確認（6月/年１回） 浄化槽保守点検報告書での実施確認（5月・8月・12月/年３回） 浄化槽清掃記録票での実施確認（6月/年１回）	総務	定期検査として点検記録簿で確認	○	2024/11/13
消防法	自家用給油取扱所	最大貯蔵量軽油 19,200L	地下タンク2個。毎年4月に定期点検。	鈴木	定期点検記録により確認。	○	2024/11/13
道路運送車両法	陸運局への届け出義務	車両が運行不能の状態になったとき	陸運局への届け出	鈴木	現時点では発生していない	○	2024/11/13
県環境基本条例	（事業者の責務）第6条：環境への負荷の低減に努める。	環境への負荷の低減に努める。	環境活動計画実績進捗管理表によって管理する。	専務	目視確認	○	2024/11/13
							2024/11/13
市環境基本条例	（事業者の責務）第6条：自然環境の保護に努める。	環境への負荷の低減に努める。	環境活動計画実績進捗管理表によって管理する。	専務	目視確認	○	2024/11/13
市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	（事業者の責務）第4条：廃棄物を適性に処理する。	廃棄物を法規制に従い処理する	環境活動計画実績進捗管理表によって管理する。	専務	目視確認	○	2024/11/13
							2024/11/13
化管法（PRTR）	第5条指定化学物質の排出量及び移動量の把握	排出量及び届出	自己チェックシートによる	専務	目視確認	○	2024/11/13
							2024/11/13
高圧ガス保安法	高圧ガスの貯蔵・移動の把握及び取扱いに注意し、安全を確保する。	0.15?（圧縮ガス）、1.5kg（液化ガス）以下の高圧ガスは貯蔵の規制を受けない	自己チェックシートによる	専務	目視確認 ボンベ転倒防止対策実施済み	○	2024/11/13
フロン排出抑制法	簡易点検・定期点検	簡易点検は3ヶ月に1回以上 定期点検は1年に1回以上	簡易点検は3ヶ月に1回 定期点検は年1回	専務	目視確認	○	2024/11/13

※消防法の指定可燃物の届出は全ての営業所に適用されている。

※高圧ガスの規制は本社のみである。

※生活排水等の処理は土浦営業所を除き浄化槽である。土浦営業所のし尿は汲み取りで生活排水は側溝へ排水している。

※フロン排出抑制法に基づくエアコン等の簡易点検対象機器は本社のエアコン１台である。

8. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法規違反はありませんでした。同様に関係機関からの指摘及び訴訟等も過去３年間ありませんでした。

9. 代表者による全体評価と見直し・指示

社長	環境管理 責任者
小野寺	小野寺

実施日	令和 7 年 1 月 15 日
出席者	小野寺　弘晃　　飛田　麻衣

情報提供	環境管理責任者報告内容	社長の評価
法的要求事項及び組織が同意する その他の要求事項の順守評価の 結果	遵守評価した 結果、問題なし。 資料：「環境関連法令等登録表／ 遵守評価結果」	今後も遵守務めること
苦情・要望を含む外部の利害関係者 からのコミュニケーション	苦情、要望はなかった。 資料：「外部環境情報報告書」	了承
環境目標達成状況	事業縮小したこともあり 環境目標達成した。	エコアクション 21 対象の営業所は減少していることから令和 8 年の目標は令和 7 年の実績を基準とし目標値を設定する
環境活動計画の実施及び 運用結果	計画通り実施。	了承
是正処置及び予防処置の状況	是正処置なし	了承
前回の指示事項に対するフォローアップ	A 指摘 3 件すべて対応した	了承
改善のための提案	設備及び車両の整備、点検実施の徹底効率を考慮した運転による使用量削減に努める。	今後改善進める事とします
その他見直しに必要な情報	特になし。	

代表者による全体の評価及び見直し・指示事項

レビューの項目	変更の必要性の有無、改善指示内容
環境方針の見直し	変更の必要性　□有　■無
環境目標の適切性	変更の必要性　■有　□無
環境活動計画の適切性	変更の必要性　□有　■無
環境経営システムの 有効性	変更の必要性　□有　■無
実施体制	変更の必要性　□有　■無

・エコアクション２１活動に取組み、目標達成への活動が定着してきた。
今後も、それぞれの役割分担を再確認し、環境への意識を向上させ、全員で目標達成に向けて活動を進めること。
・令和８年度は、今後の見通しを考慮して、目標値を策定すること。
・昨今の原油高騰の中で効率のよい走行ルート、アイドリングストップなど、より一層、環境に配慮し活動していきたい。